

## 吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針

### 1 目的

障がい者が自立した生活を営むためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを構築するとともに、就労する施設等の仕事を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、本市においても、障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体（以下「障がい者就労施設等」という。）から物品及び役務（以下「物品等」という。）を優先的に調達するとともに、障がい者の雇用拡大に向けた取り組みが必要である。

本方針は、平成25年4月に施行された、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づくとともに、本市の障がい者雇用・就労施策も踏まえ、障がい者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 適用範囲

吹田市に属する全ての組織（以下「市の組織」という。）に対し適用するものとする。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障がい者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障がい福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障がい者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障がい者
- (8) 在宅就業支援団体
- (9) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する、障がい者支援施設に準ずる者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者

#### 4 吹田市障がい者優先調達推進委員会の設置と役割

吹田市障がい者優先調達推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、毎年度の調達を推進するにあたり、物品等の調達目標を決定し、市ホームページ等により公表する。調達実績については、年度終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

なお、推進委員会の設置及び運営に関しては、吹田市障がい者優先調達推進委員会設置要領で定める。

#### 5 調達の対象品目

市が調達する物品等のうち、事務用品、記念品、印刷等の授産製品及び清掃などの役務等、障がい者就労施設等が受注することが可能なもの。

#### 6 調達の推進方法

##### (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が供給できる物品等の情報については、適宜、収集を行い、各所属へ提供する。

##### (2) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア 新たに物品等を調達する場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達を障がい者就労施設等に斡旋又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

##### (3) 随意契約による調達

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約の場合は、法定雇用率を達成している業者又は障がい者就労施設等からの調達に努め、2者以上から見積書を徴する場合も、法定雇用率を達成している業者又は障がい者就労施設等を1者以上含めるように努める。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

#### 7 調達における留意事項

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、国や本市等における他の施策との調和を図る。

(2) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。

(3) 物品の発注は、障がい者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限り計画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

#### 8 民間企業における障がい者の就業を促進するための措置

(1) 庁内清掃等の業務委託を活用して、実習受入の機会を増やす等、障がい者雇用を促進する企業の受注機会の拡大を図る。

(2) 市の工事請負等の入札において、民間企業での障がい者の雇用拡大を図るために、総合評価一般競争入札方式等の効果的な活用に努める。

平成26年1月15日